

令和5年12月11日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

県土整備局

I 神奈川県建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する 計画の策定素案について .....	1
II 村岡・深沢のまちづくりと新駅設置に向けた取組について.....	3
III 神奈川版ライドシェア（案）の検討状況について .....	5
IV 県道明石下落合及び県道湘南台大神伊勢原の路線の認定等について.....	7
V 神奈川県高齢者居住安定確保計画の改定素案について.....	10
VI 神奈川県県営住宅 健康団地推進計画の改定素案について.....	13
VII 神奈川県建築基準条例等の一部改正について .....	16

# I 神奈川県建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する計画の策定素案について

## 1 計画策定の背景

建設業においては、重大な労働災害が数多く発生していることから、国は、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（略称「建設職人基本法」）」を平成28年に制定した。

この法律では、国は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」を定めることとされており、都道府県は、国の基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努めるとされている。

## 2 計画素案の作成経過

県では、県計画の策定に向け、令和4年7月に、労働安全行政を所管する神奈川労働局や県庁内の関係部局が参加する「計画策定検討会」を立ち上げ、計画に定める施策や具体的な取組の協議を行ってきた。

その後、神奈川県建設業協会や、電業協会をはじめとする専門工事団体、建設業労働災害防止協会神奈川支部及び神奈川県建設労働組合連合会にもご意見をいただき、計画素案を取りまとめた。

## 3 計画素案の概要

### (1) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

- ア 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備
- イ 一人親方等への対処の必要性
- ウ 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

### (2) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針

- ア 請負契約における責任体制の明確化、適正な請負代金や工期等の設定
- イ 設計、施工等の各段階における措置
- ウ 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上
- エ 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

(3) 総合的かつ計画的に講ずべき施策や具体的な取組

- ア 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
- イ 責任体制の明確化
- ウ 建設工事の現場における措置の統一的な実施
- エ 建設工事の現場の安全性の点検等
- オ 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発
- カ 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策
- キ 墜落・転落災害の防止対策の充実強化
- ク 健康確保対策の強化
- ケ 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善
- コ 施策等の推進状況の点検と神奈川県計画の見直し

4 今後の予定

- |                |  |
|----------------|--|
| 令和5年12月～令和6年1月 | 素案に対する県民意見募集                                   |
| 令和6年2月         | 県民意見を反映した案の取りまとめ<br>第1回県議会定例会建設・企業常任委員会に計画案を報告 |
| 令和6年3月         | 本計画を策定・公表                                      |

## II 村岡・深沢のまちづくりと新駅設置に向けた取組について

### 1 経過

県、藤沢市及び鎌倉市（以下「3 県市」という。）は、湘南地区における新たな都市拠点の形成に向けて、平成30年12月に、藤沢市村岡地区と鎌倉市深沢地区の土地区画整理事業の一体施行及び村岡新駅（仮称）設置に関する基本事項に合意し、取組を開始した。

その後、令和3年3月に、独立行政法人都市再生機構（以下「UR」という。）と「まちづくり」の基本協定を、令和4年3月に、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）と「新駅設置」に係る基本協定を締結し、それぞれの取組を進めてきた。

### 2 まちづくりの取組

村岡・深沢地区のまちづくりについては、両市の費用負担により取り組むこととしており、県は広域的なまちづくりの実現に向けて両市と調整を進め、令和5年3月に、3 県市からURに対し、土地区画整理事業の施行要請を行った。

令和5年10月に、URが国土交通大臣から事業計画の認可を取得したことから、今後は、両地区一体のまちづくりを本格的にスタートさせ、土地区画整理審議会の設置や権利者への説明等を進め、仮換地指定の手続等を経て工事に着手し、新駅の開業までに主要な都市基盤整備の完了を目指す。

### 3 新駅設置の取組

村岡新駅（仮称）設置については、概算事業費を約150億円と見込み、県は事業費の30%を負担するものとして、令和4年5月に、3 県市及びJR東日本の4 者で、新駅の詳細設計の実施に係る協定を締結し、詳細設計を進めてきた。

令和5年12月上旬に、JR東日本から、コスト縮減に努めたが、物価高騰の影響により、事業費が約159億円になると報告があった。

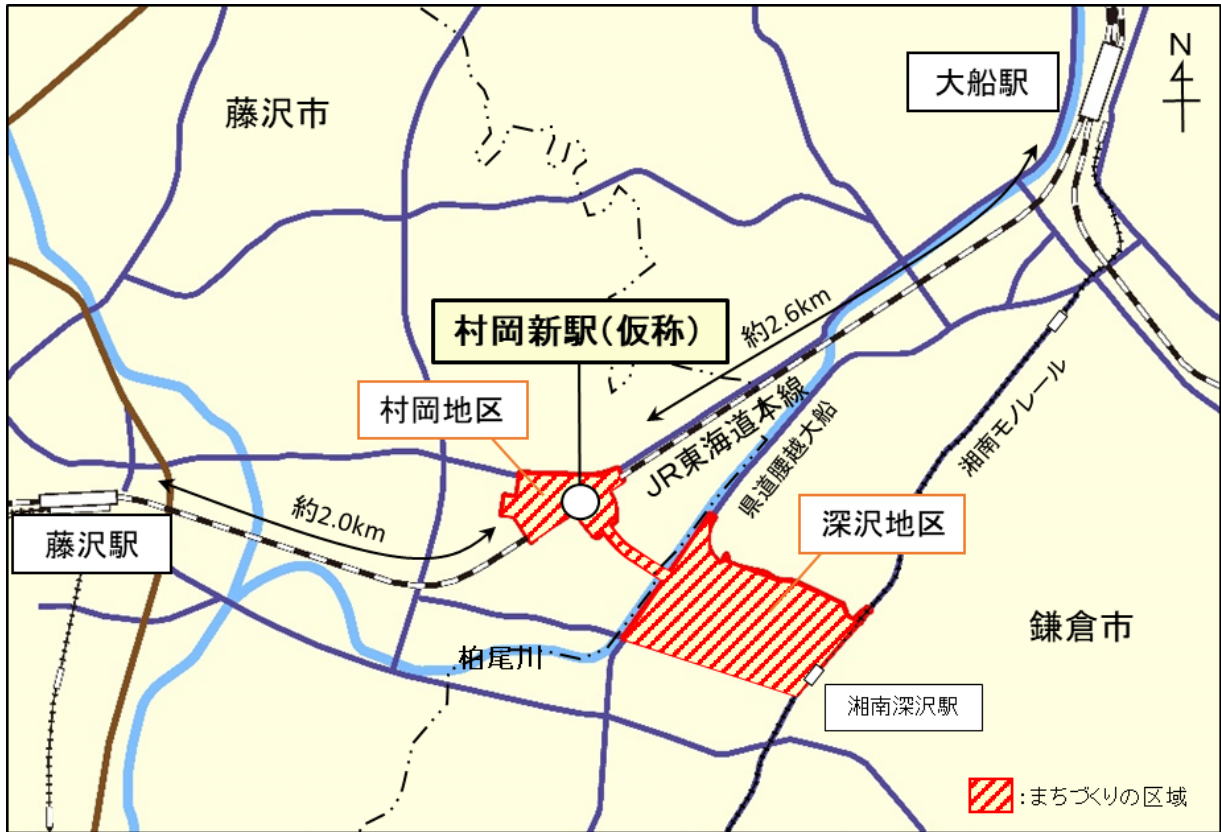
今後、令和5年度中に設計を完了させて、令和6年度から9年間の工期で工事に着手していく。

### 4 今後の予定

令和6年度	新駅設置工事の施行に関する協定締結、工事着手
令和14年頃	新駅の開業を目指す

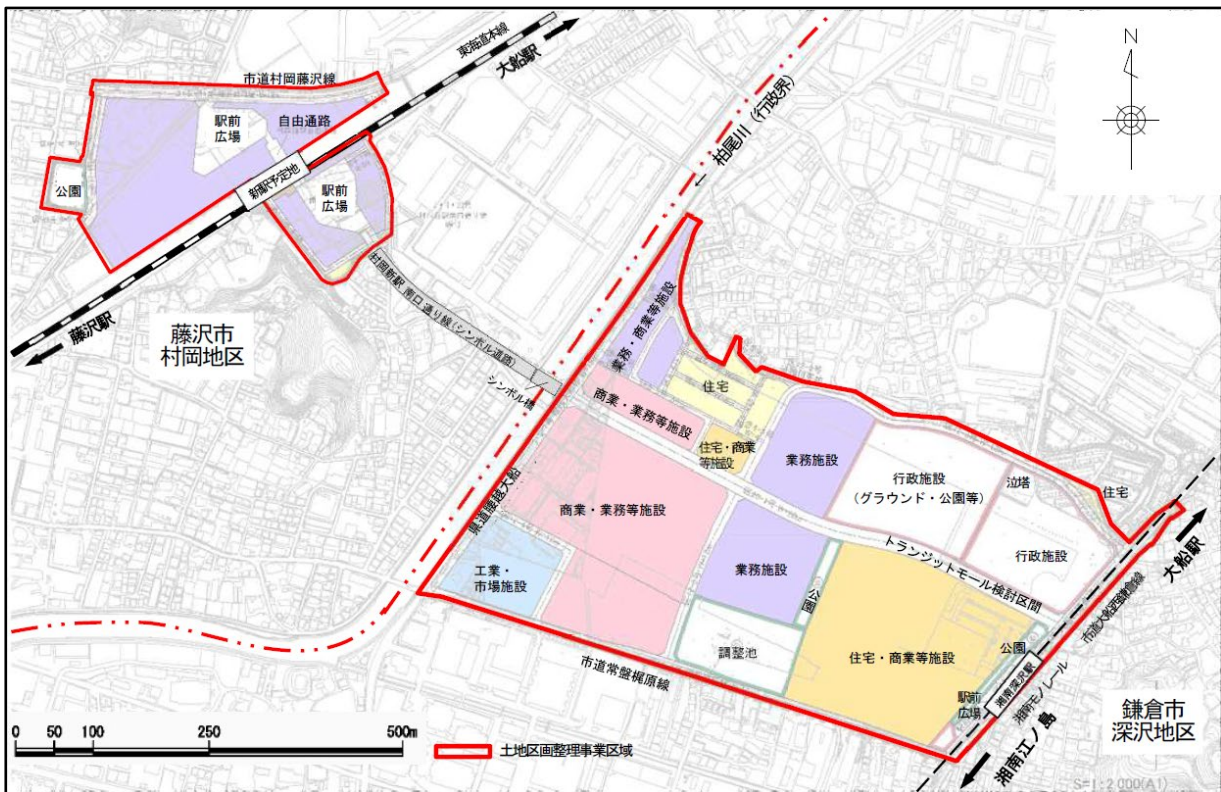
村岡・深沢のまちづくりと新駅 位置図・概要図

【位置図】



【概要図】

令和5年3月時点



### Ⅲ 神奈川版ライドシェア（案）の検討状況について

#### 1 検討の概要

県は、タクシー不足への対応策の一つとして、タクシー会社との連携を前提に、地域や時間帯を限定し、一般ドライバーが自家用車を使って有償で乗客を運ぶことを想定した神奈川版ライドシェア（案）について検討している。

当面、三浦市域における対応策を検討することとして、神奈川版ライドシェア検討会議（以下、「会議」という。）を設置し、三浦市、地域のタクシー会社、国土交通省などと具体的な検討を進めている。

#### 2 これまでの検討状況

第1回会議を10月20日に開催し、地域の課題を出席者で共有するとともに、神奈川版ライドシェア（案）のポイントを説明し、需要の把握が必要、タクシー会社の責任が重いなどの意見をいただいた。

さらに、第2回会議を11月20日に開催し、第1回会議の意見等を踏まえ神奈川版ライドシェアの具体案をとりまとめ、出席者と意見交換を行った。

出席者からは、タクシー会社が実施する場合の懸案として、保険のあり方や運転手の教育方法などについての意見をいただくとともに、神奈川版ライドシェア（案）の実施に向けてさらに議論を進めていくことに了解いただいた。

#### 3 三浦市域における神奈川版ライドシェア（案）の概要

##### (1) 地域・時間帯など

- ア 出発地及び到着地は、ともに三浦市内
- イ 時間帯は、19時から25時
- ウ 利用者は、制限なし（専用アプリの登録が必要）
- エ ドライバーは、三浦市在住者及び在勤者
- オ 車両は、自家用車を使用
- カ 料金は、タクシーと同額程度

##### (2) タクシー会社と連携した安全確保

- ア 実施主体はタクシー会社
- イ 運転前点呼等の運行管理や日常点検等の整備管理などを実施
- ウ 神奈川版ライドシェア向けの保険（今後開発）に加入

## エ ドライバーの面接・登録、教育を実施

### (3) デジタル技術の活用

#### ア アプリの活用

(配車管理から料金確定、決済、ドライバーの評価、緊急通報装置等)

#### イ ドライブレコーダー、車内カメラを車両に装備

#### ウ 遠隔点呼による健康管理やアルコールチェックの実施

## 4 今後の進め方

早期の実施に向けて、以下の点について、関係者と精力的かつ丁寧に、協議等を進めていく。

### (1) 法制度の整理

神奈川版ライドシェア（案）の実現に向けて、法制度面の課題を整理し、国土交通省などに要望を行う。

### (2) 保険やアプリの検討

神奈川版ライドシェア（案）に対応した保険、アプリを検討する。

### (3) 需要や運用面の検証

需要や運用面での課題を把握するため、現行法制度で実施可能な三浦市主体の実証実験を検討する。



#### IV 県道明石下落合及び県道湘南台大神伊勢原の路線の認定等について

県道明石下落合及び県道湘南台大神伊勢原の整備を進めるため、次のとおり路線の認定等を行う。

##### 1 県道明石下落合の認定と県道大島明石の廃止

###### (1) 路線の認定の必要性

本路線は、平塚市明石町から伊勢原市下落合（県道横浜伊勢原）までを南北に結ぶ路線である。

本路線については、地方的な幹線道路網の一部として、今後県が整備し、管理していくため、県道として認定する必要がある。

なお、本路線の一部は、県道大島明石と同一路線となるため、本路線の認定に合わせて、県道大島明石は廃止する。

###### (2) 路線の認定と廃止の概要

###### ア 路線の認定

路線名	県道明石下落合	
起点終点	起点 平塚市明石町～ 終点 伊勢原市下落合	
道路法第7条の規定に基づく認定事由	道路法第7条第1項第5号に該当するものとして認定 〔主要地等とこれと密接な関係にある県道等とを連絡する道路〕	
関連都市計画道路	(都) 東浅間大島線・(都) 石田小稲葉線	
道路構造	道路規格	第4種第2級
	延長	総延長：7.9km 【新規整備区間】 ・平塚市大島～伊勢原市下落合：2.7km (平塚市：1.2km、伊勢原市：1.5km)
	代表幅員	14m (片側1車線×2 + 両側歩道)
	計画交通量	9,700台/日

###### イ 路線の廃止

路線名	県道大島明石
起点終点	起点 平塚市大島 ～ 終点 平塚市明石町
延長	総延長：5.2km

## 2 県道湘南台大神伊勢原

### (1) 路線の認定の必要性

本路線は、藤沢市湘南台から、平塚市大神を經由して、伊勢原市までを東西に結ぶ路線である。

本路線については、地方的な幹線道路網の一部として、今後県が整備し、管理することから、県道として認定する必要がある。

なお、本路線の一部は、県道湘南台大神と同一路線となるため、本路線の認定に合わせて、県道湘南台大神は廃止する。

### (2) 路線の認定と廃止の概要

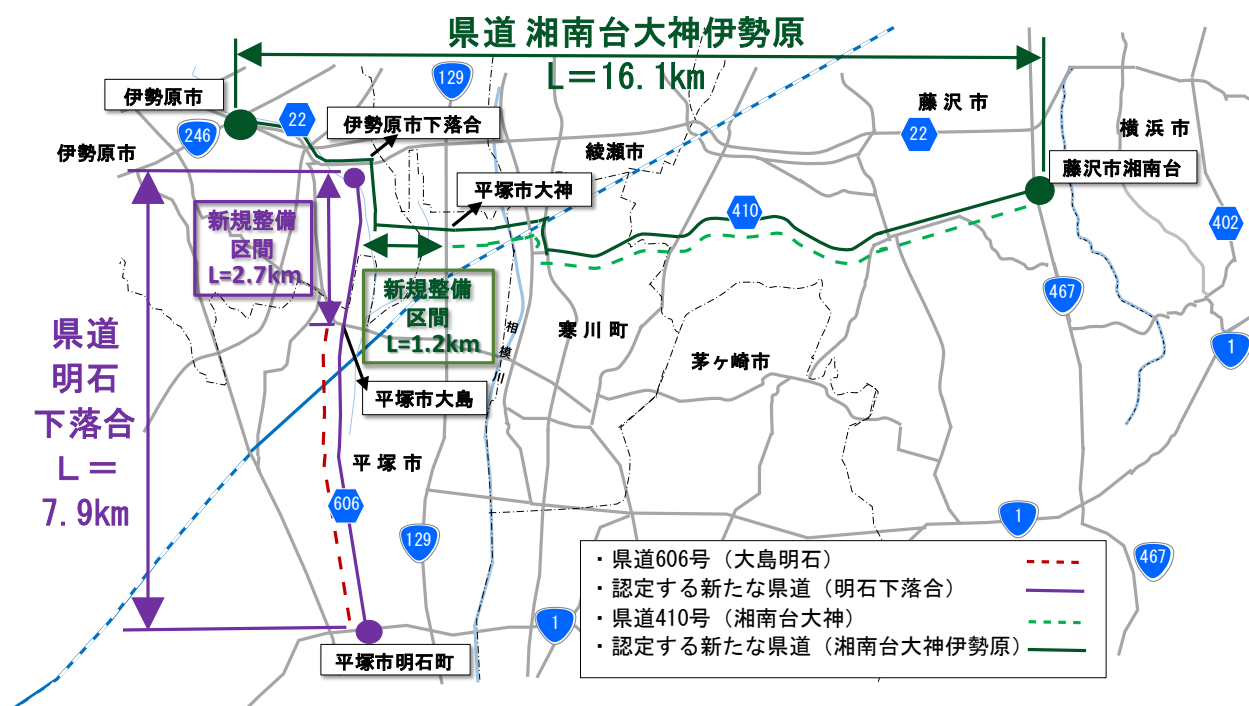
#### ア 路線の認定

路線名	県道湘南台大神伊勢原	
起点終点	起点 藤沢市湘南台 ～ 終点 伊勢原市	
道路法第7条の規定に基づく認定事由	道路法第7条第1項第4号に該当するものとして認定 (二以上の市町村を經由する幹線で、これらの市町村とその沿線地方に密接な関係にある主要地とを連絡する道路)	
関連都市計画道路	(都) 高倉遠藤線・(都) 遠藤宮原線・(都) 宮山線・(都) 柳島寒川線・(都) 倉見大神線、(都) 石田小稲葉線・(都) 横浜伊勢原線	
道路構造	道路規格	第4種第1級 (一部第4種第2級)
	延長	総延長：16.1 km <b>【新規整備区間】</b> ・平塚市大神～伊勢原市小稲葉：1.2km (伊勢原市：0.6km、平塚市：0.6km)
	代表幅員	25m (片側2車線×2 + 両側歩道)
	計画交通量	32,600 台/日

#### イ 路線の廃止

路線名	県道湘南台大神
起点終点	起点 藤沢市湘南台～ 終点 平塚市大神
延長	総延長：11.4km

< 路線図 >



3 今後の予定

令和6年2月 県道明石下落合及び県道湘南台大神伊勢原の路線の認定並びに県道大島明石及び県道湘南台大神の路線の廃止についての議案提出

令和6年3月 県道明石下落合及び県道湘南台大神伊勢原の路線の認定並びに県道大島明石及び県道湘南台大神の路線の廃止についての告示

## V 神奈川県高齢者居住安定確保計画の改定素案について

### 1 計画の概要

神奈川県高齢者居住安定確保計画は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく法定計画として、高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、住宅施策と福祉施策の一体的な取組等を定めたもので、原則として5年ごとに見直しを行うこととしており、平成23年4月に策定後、これまで2回の改定を行っている。

### 2 改定の趣旨

前回の改定（平成31年）から5年が経過したため、この間の高齢単身世帯や空き家の増加などの社会環境の変化等を踏まえて見直しを行う。

### 3 改定素案の概要

#### (1) 計画期間

令和6年度から令和15年度までの10箇年

#### (2) 基本理念

人生100歳時代に向けて、高齢者が安心していきいきと暮らせる「いのち輝く住まいまちづくり」の実現

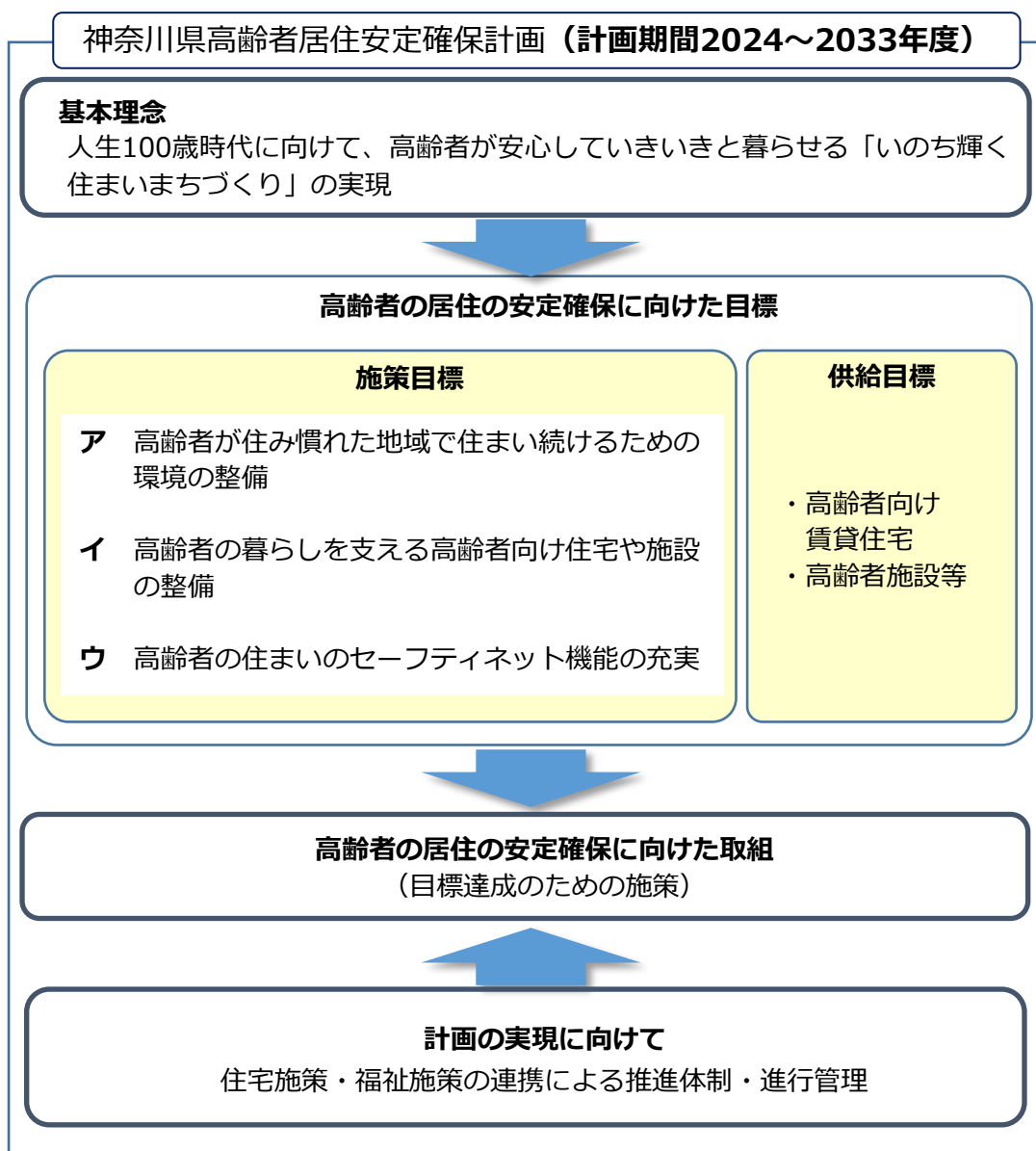
#### (3) 高齢者の居住の安定確保に向けた施策目標

- ア 高齢者が住み慣れた地域で住まい続けるための環境の整備
  - ・高齢期に備えた住まい・住み替えに関する相談体制の充実
  - ・多世代居住のまちづくりの推進 など
- イ 高齢者の暮らしを支える高齢者向け住宅や施設の整備
  - ・サービス付き高齢者向け住宅の供給及び適正管理の促進
  - ・介護保健施設の計画的な整備 など
- ウ 高齢者の住まいのセーフティネット機能の充実
  - ・セーフティネット住宅の確保と供給の促進
  - ・居住支援コーディネーターの養成 など

#### 4 今後の予定

令和5年12月～6年1月	改定素案に対する県民意見募集の実施
令和6年2月	市町村と法定協議 第1回県議会定例会建設・企業常任委員会 及び厚生常任委員会に改定案を報告
令和6年3月	「神奈川県高齢者居住安定確保計画」を 改定・公表

## 神奈川県高齢者居住安定確保計画の構成



## VI 神奈川県県営住宅 健康団地推進計画の改定素案について

### 1 計画の概要

「神奈川県県営住宅 健康団地推進計画」は、すべての県営住宅を地域に開かれた、だれもが健康で安心していきいきと生活できる健康団地へと再生していくため、施設整備（ハード）と居住支援（ソフト）の両面にわたる推進すべき施策を定めたもので、平成31年3月に策定し、原則として5年ごとに見直しを行うこととしている。

### 2 改定の趣旨

当初策定から5年が経過したため、この間の脱炭素社会の実現に向けた取組、急速な技術革新への対応などの社会環境の変化等を踏まえて見直しを行う。

### 3 改定素案の概要

#### (1) 計画期間

令和6年度から令和15年度までの10箇年

#### (2) 基本方針

だれもが健康で安心していきいきと生活できる「健康団地」への再生

#### (3) 施策展開の方向

##### ア 住宅セーフティネット機能の強化

県営住宅は、住宅セーフティネットの中核としての役割を担っており、今後も需要が見込まれていることから、現状の約4万5千戸を維持し、多様化する住宅困窮者の入居促進に取り組む。

##### イ 建替えの推進と適切な維持管理

建替えにより、県営住宅のバリアフリー化や居住性能の向上とともに、太陽光発電設備の設置などによる脱炭素化に取り組む。

また、建物の点検にドローンなどの先端技術を活用し、適切な維持管理に取り組む。

ウ 健康づくり、コミュニティづくりと居住支援

建替えなどにより、健康づくり、コミュニティづくりの拠点等の整備を進め、コミュニティ活動の活性化を図る。また、入居者が健康で安心して生活するための居住支援に取り組む。

エ 持続可能な団地経営

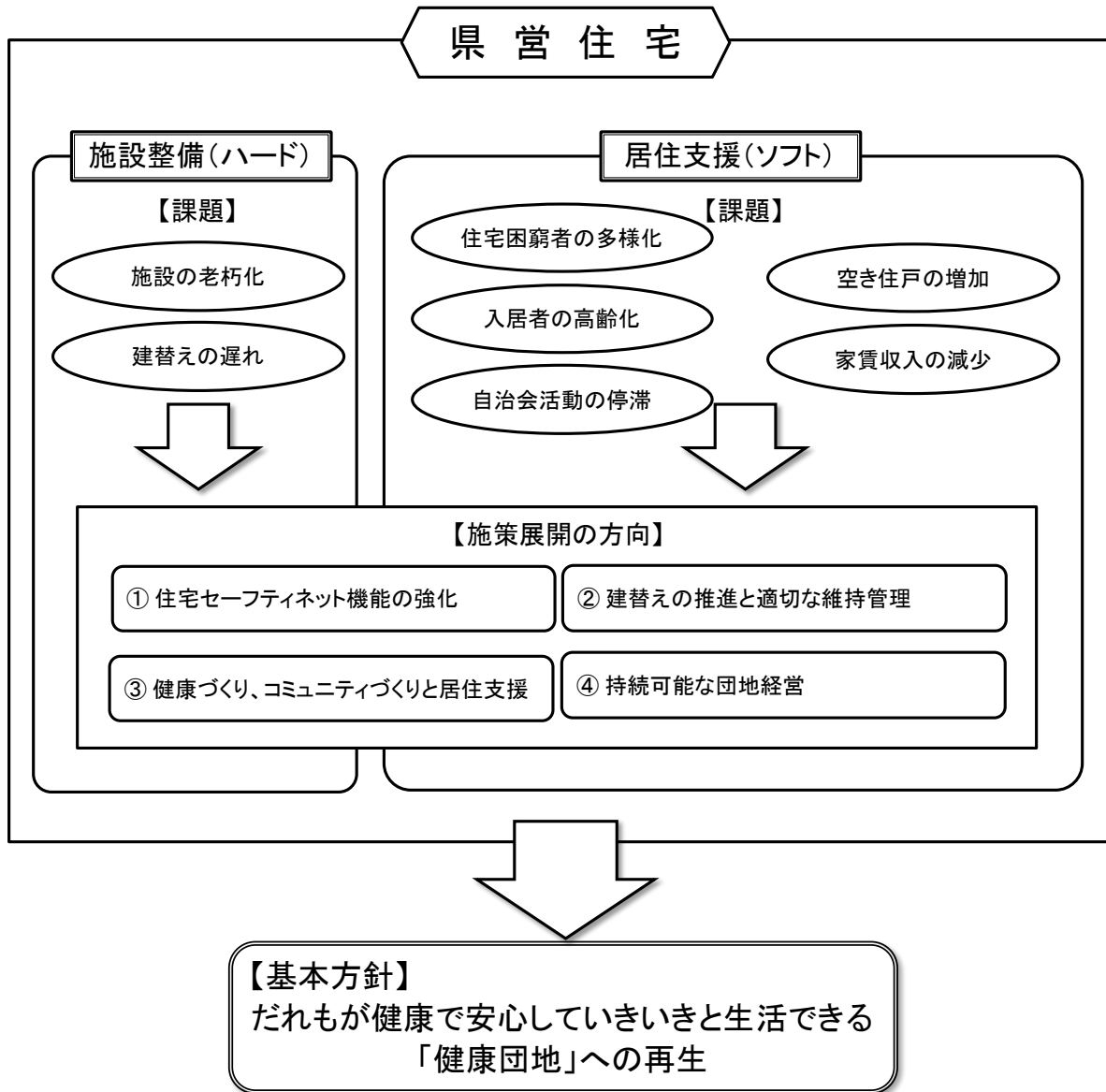
建替えなどで生じた余剰地の売却収入、建替え後の家賃収入の増加などによって、持続可能な団地経営を実現する。

4 今後の予定

令和5年12月～6年1月	改定素案に対する県民意見募集の実施
令和6年2月	県民意見を反映した改定案の取りまとめ 第1回県議会定例会建設・企業常任委員会 に改定案を報告
令和6年3月	「神奈川県県営住宅 健康団地推進計画」 を改定・公表



### 神奈川県県営住宅 健康団地推進計画の概念図



## Ⅶ 神奈川県建築基準条例等の一部改正について

### 1 改正の趣旨

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるため、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布され、建築基準法等関係法令（以下「法令」という。）が改正施行されることから、これに関連する神奈川県建築基準条例及び収入証紙に関する条例について所要の改正を行う。

### 2 改正の概要

#### (1) 神奈川県建築基準条例

ア 既存不適格建築物の大規模の修繕等における規制緩和に伴う改正  
法令改正により、既存不適格建築物の大規模の修繕等における接道規制及び道路内建築制限について、認定による緩和制度が新設されることから、当該認定に係る申請手数料を定めるための所要の改正を行う。

併せて、都市計画区域以外の区域内の接道規制等について、法令改正と同様の緩和制度を新設するための所要の改正を行う。

#### イ その他の改正

法令改正に伴う条項ずれ等、所要の改正を行う。

#### (2) 収入証紙に関する条例

法令改正に伴い新設される申請手数料を収入証紙により徴収するため、所要の改正を行う。

### 3 今後の予定

令和6年2月 第1回県議会定例会に条例改正議案を提出

令和6年4月 施行

## 建築基準法の主な改正内容

### 既施行（令和5年4月1日）分

○省エネ改修や再エネ設備の導入に支障となる高さ制限等の合理化等

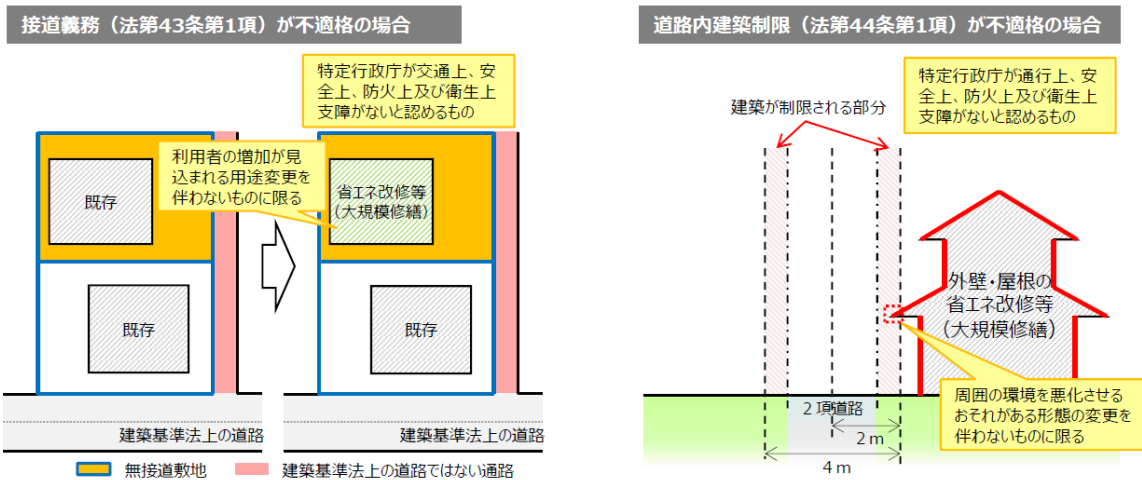
### 二年以内施行（令和6年4月1日）分

※条例改正により反映

#### ○既存不適格建築物の大規模の修繕等における規制緩和

建築物の省エネ化やストックの有効活用のため、接道規制や道路内建築制限に関する既存不適格建築物について、安全性等の確保を前提に遡及適用を不要とする等、大規模の修繕等における緩和規定を拡充する。

<政令で定める範囲のイメージ【令第137条の12第6項・第7項】>



#### ○木材利用の促進のための防火規制の見直し

耐火建築物において、火災時に建築物全体の倒壊・延焼に影響がない主要構造部について損傷を許容し、耐火構造等とすることを不要とする（部分的な木造化）等、木材利用の促進のために防火規制を見直す。

### 三年以内施行（令和7年4月予定）分

#### ○木造建築物に係る構造計算等の合理化

簡易な構造計算で設計可能な規模を「3階以下かつ高さ16m以下」に拡大。一方、構造計算によらず仕様規定で設計可能な規模を「2階以下かつ300㎡以下」に見直す。

#### ○確認審査対象の見直し

審査対象とする小規模建築物の規模を見直す。